

令和2年2月18日

財務大臣 麻生 太郎 殿

東京青年税理士連盟  
会長 今井 司  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号  
代々木第10下田ビル7階  
電話 03-3356-2916

## 令和2年度税制改正の大綱に対する意見書

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織された団体です。真に「国民のための税理士制度」を目指し、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟は、令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正の大綱」（以下「大綱」といいます。）が、租税立法の基本原則である応能負担原則に反し、さらに、納税者の権利利益擁護の観点から重大な問題があると考え、下記に意見します。

### 1 大綱全体に関する意見

国民の強い反対にも関わらず、令和元年10月に消費税率の引上げ及び複数税率制度の導入を強行し、さらに、令和2年には給与所得控除の控除額の一律引下げ、基礎控除の所得制限が導入される。国民に対し、税源確保を大義名分とした正当性に欠ける税負担を強いる一方で、本大綱は、オープンイノベーションに係る措置の創設、5G導入促進税制の創設など、特定の取引や事業を営む企業への優遇に関する改正に終始し、応能負担原則に反する改正が本年度も繰り返された。

大綱では、「持続的」な「経済成長」という文言を繰り返し用いているが、消費税率の引下げ、基礎的控除の大幅な引上げにより個人消費の増大を図ることこそが、「持続的」な「経済成長」の実現に資するものである。以前より投資促進税制等を創設し続けたにも関わらず、歴史的な低金利が持続する現状下で経営層が過度に保守的な経営に終始した結果、個人消費が伸び悩み続けたことから明白である。巨額の内部留保を有する企業にこれ以上の優遇措置を講じる必要はない。

大綱は、国民に重い税負担を強いたまま租税の公平性に反する課税を強いており、応能負担原則に立脚した、個人所得課税、消費課税のあり方が全く検討されていない。

## 2 個別の項目に関する意見

### (1) 源泉徴収における推計課税を導入すべきでない

大綱では、源泉徴収義務者（青色申告書を提出した個人事業者及び青色申告書を提出した法人を除く。）が源泉所得税を納付しなかった場合には、税務署長が支払金額等を推計して所得税を徴収できることとしている。

源泉徴収においては、課税当局、源泉徴収義務者、及び受給者（すなわち納税義務者）の三者の間で法律関係が生じるが、大綱は課税当局と源泉徴収義務者との間の法律関係のみの改正であり、最も重要である、課税当局と主権者たる納税義務者との間の法律関係に何ら言及していない。

所得税法第 239 条及び第 240 条に源泉徴収義務違反に対する罰則規定が存在するうえ、平成 26 年以降、青色申告者以外の者に対しても帳簿書類の備付け、記録及び保存義務を課している。課税当局は、源泉徴収義務違反に対しては適切に罰則を課し、源泉徴収義務者に対し記帳義務及び源泉徴収義務の履行を指導すれば足りるのであって、国民主権の税法的表現である申告納税制度の理念に反した推計課税を導入すべきでない。

### (2) 連結納税制度の見直し（グループ通算制度への移行）を行うべきでない

連結納税制度は、持株会社の解禁や柔軟な形での企業組織の再編を可能とする法改正を背景に、「企業の事業部門が 100%子会社として分社化された企業グループやいわゆる純粋持株会社に所有される企業グループのように、一体性をもって経営され実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税するほうが、その実態に即した適正な課税が実現されることに」意義を見出し創設されたものである（「連結納税制度の基本的考え方」平成 13 年 10 月 9 日 税制調査会 法人課税小委員会）。

一方、与党大綱によると、①親法人への情報等の集約化の程度はさまざまである、②現行制度の下での税額計算が煩雑である、③税務調査後の修正・更正等に時間がかかり過ぎる、といった理由から、簡素化による事務負担の軽減を図るため、グループ通算制度へ移行するとしている。

しかし、①について、親法人が完全支配関係を有する子法人の情報等を適切に集約できない状況は、「一体性をもって経営され」ているとも、「実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループ」ともいえない。また、情報等の集約化の程度の差異を理由とした今回の改正が、我が国の企業ガバナンス劣化の引き金になりかねない。さらに、②③について、ICTの活用等により解決できる課題である。

以上より、簡素化を理由としたグループ通算制度への移行は、連結納税制度創設の意義を逸脱しており、行うべきでない。

以上